

高齢者の居住安定確保プラン(一部改定)について(概要)

確保プランとは

- 「高齢者住まい法」に基づき、高齢者の居住の安定確保に向け、総合的・計画的に施策を推進するための基本的な方針と実現のための施策を示した計画(平成22年9月策定、令和3年3月改定)
(住宅政策本部・福祉局の共管)

改定の基本的な考え方

- 「東京都住宅マスタープラン(令和3年度-令和12年度)」及び「第9期東京都高齢者保健福祉計画(令和6年度-令和8年度)」等の内容を反映
⇒ 新たな整備目標数値のほか、新たな施策等について記載
- 計画期間は、令和3年度から令和8年度まで
⇒ 計画期間の中間点にあたる今年度に見直し

主な内容

○ 目標

【目標1】高齢者の多様なニーズを踏まえ、住み慣れた地域で暮らせる住まいの確保

- ※ 特別養護老人ホーム ⇒ 6万4千人分(令和12年度) <53,435人分(令和6年3月1日)>
 - ※ 認知症高齢者グループホーム ⇒ 2万人分(") <12,625人分(令和6年3月1日)>
 - ※ サービス付き高齢者向け住宅等*1 ⇒ 3万3千戸(") <24,560戸(令和6年3月1日)> *2
 - ※ 居住支援協議会の設立区市町村の人口カバー率 ⇒ 95%(") <81.7%(令和6年3月1日)>
- *1 サービス付き高齢者向け住宅、東京都高齢者向け優良賃貸住宅及び独立行政法人都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅等を指す
- *2 サービス付き高齢者向け住宅等のうち、独立行政法人都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅等は令和4年度末の戸数

【目標2】高齢者が安心して日常生活を営むために必要なサービスを提供する体制の整備

- ※ 在宅サービスの充実・在宅療養の推進、地域における相談支援体制等の整備 など

○ 主な施策等

➢ 施設や住まいの整備・供給の促進

(サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進、特別養護老人ホーム等の整備促進、高齢者の活躍を支える住まいの普及に向けた取組 など)

➢ 高齢者向け住まいの質の確保と入居支援

(サービス付き高齢者向け住宅の現地検査、サービス付き高齢者向け住宅の医療・介護連携ガイドラインの運用、居住支援協議会の設立促進、東京ささエール住宅の登録促進 など)

➢ 地域で高齢者を支える仕組みの構築

(地域包括支援センターの機能強化、生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加、見守りネットワークの構築 など)

➡ 高齢者保健福祉計画と同時に一部改定